アジェンダ協議 プロジェクト

IASB 意見募集「2015 年 アジェンダ協議」に対するコメント・

レター(案) 項目

## 本資料の目的

- 本資料は、IASB から 2015 年 8 月 11 日に公表された意見募集「2015 年 アジェンダ 協議」(コメント期限: 2015年12月31日)(以下「本協議文書」という。) に対す る以下のコメント・レター(案)についてご説明するとともに、ご意見をいただく ことを目的としたものである。
  - (1) 本協議文書に対するコメント・レター(案)(英文)(審議事項(4)-2-1 参照)
  - (2) 本協議文書に対するコメント・レター(案)(仮訳)(審議事項(4)-2-2 参照)
- 2. 本コメント・レター (案) は、2015年9月及び2015年12月に開催されたASAF対 応専門委員会及び本委員会でいただいたご意見を踏まえて作成したものであり、今 後、本日の本委員会でのご意見を踏まえ、追加的な修正を行ったうえで、コメント 期日までに IASB に提出することを予定している。
- 3. なお、本協議文書の概要(2015年9月25日開催の本委員会資料)を別紙に記載し ている。

## ディスカッション・ポイント

本協議文書に対するコメント・レター(案)について、ご質問やご意見 があればいただきたい。

以上

(別紙)

# 意見募集「2015 年 アジェンダ協議」の概要 (2015 年 9 月 25 日開催の本委員会資料から抜粋)

#### I. 背 昙

- 1. 意見募集「2015年 アジェンダ協議」(以下「本協議文書」という。)は、財務報告に関心を有する者から、次の点について見解を聴取するために公表されたものである。
  - (1) IASB の戦略的な方向性と作業計画のバランス
  - (2) アジェンダ協議を行う間隔として、3年間が適切か
- 2. IFRS財団のデュー・プロセスハンドブックにおいて、IASBは、3年ごとに作業計画について公開協議を行うこととされている<sup>1</sup>。IASBは、2011年に第1回目のアジェンダ協議を行っており、今回のアジェンダ協議は2回目のものである。本協議文書では、2016年中旬から2020年中旬までのIASBの作業計画<sup>2</sup>等について関係者の見解を求めている。
- 3. 本協議文書では、次に関する記載がされている。
  - (1) IASB の基準設定に関するアプローチ
    - リサーチ・プロジェクト
    - ▶ 基準レベルのプロジェクト
    - ▶ 維持管理及び適用に関するプロジェクト
    - ▶ 基準適用後のレビュー
  - (2) IASB の作業計画
    - ➤ IASB の作業計画について、2011 年に行われたアジェンダ協議が 2012 年から 2015 年の作業計画にどのように反映されたかに関する説明
    - ▶ 2015年7月末から2020年半ばまでの期間を対象として、現時点で予定されているプロジェクトに関する進捗や完了の見通し(以下5つのカテゴリーに区分)
      - ・リサーチ・プロジェクト
      - 基準レベルのプロジェクト
      - ・ 概念フレームワーク
      - ・ 開示に関する取組み

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> IFRS 財団のデュー・プロセスハンドブック 4.3 項から 4.5 項を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 本協議文書では、IASB の作業計画以外(教育活動や IFRS タクソノミーに関する活動)については見解を求められておらず、これらは IFRS 財団から公表されている意見募集文書「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー:レビューにあたっての論点」で見解を求められている。

- ・ 維持管理及び適用に関するプロジェクト
- (3) IASB の作業計画に関する質問
- (4) アジェンダ協議の頻度
- (5) 別紙: リサーチ・プログラムの概要、IFRS 財団から公表されている意見募集文書 に記載されている質問項目

#### II. IASB の作業計画とそれに対する質問

## (IASB の作業計画)

- 4. 本協議文書では、「IASBの作業計画」について、次の説明がされている。
  - (1) 2015 年から 2020 年において、各カテゴリーに必要なリソースは次のように変化することが見込まれている。

表 1:2015年から2020年において、各カテゴリーに必要なリソースの見込み

区 分	2015 から 2020 年に必要なリソース
リサーチ・プロジェクト	増加が見込まれる(リサーチ・プログラムを増加させ
	るため)。
基準レベルのプロジェク	大きな変化は見込まれていない。
F	
概念フレームワーク	概念フレームワークの完了が見込まれる 2017 年から
	は大幅に減少することが見込まれる。
開示に関する取組み	幾つかのプロジェクトが完了するにつれて、一定程度
	減少していく可能性がある。
維持管理及び適用に関す	大きな変化は見込まれていない。
るプロジェクト	

(2) 2015 年 7 月末において、現在進行中のリサーチ・プロジェクト及び基準レベル及びその他の主要なプロジェクトは、次のとおりである。

表 2:2015年7月末におけるリサーチ・プロジェクトの一覧3

プロジェクトの段階	プロジェクト
評価段階	事業の定義
	割引率
	のれん及び減損
	法人所得税
	排出価格設定メカニズム(以前の排出量取引スキーム)
	退職後給付(年金を含む)
	基本財務諸表 (以前の業績報告)
	引当金、偶発負債及び偶発資産
	株式に基づく報酬
開発段階	共通支配下の企業結合
	開示に関する取組み――開示原則
	動的リスク管理
	持分法
	資本の特徴を有する金融商品
休止中	採掘活動/無形資産/研究開発(R&D)
	外貨換算
	高インフレ

#### 表 3:2015年7月末における基準レベル及びその他の主要なプロジェクトの一覧

デュー・プロセスの段階	プロジェクト
基準を公表予定	保険契約
	リース
公開草案を公表済み	概念フレームワーク
公開草案を公表予定	開示に関する取組み――会計方針及び見積りの変更
	開示に関する取組み――重要性に関する実務記述書
ディスカッション・ペーパ	動的リスク管理
ーを公表済み	料金規制対象活動4
ディスカッション・ペーパ	開示に関する取組み――開示原則
ーを公表予定	

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> IASB は、表 2 に記載したほかに、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」についてもリサーチ・プロジェクトに着手すべきかについて検討を行っている。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> IASB は、料金規制対象活動に関する 2 回目のディスカッション・ペーパーを公表する予定である。

- (3) 作業計画における個別のプロジェクトについて優先順位付けを行い、必要なリソースを配分するうえで、IASB は、次の点を含め、様々な要因を勘案する。
  - ① 財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度
  - ② 解決すべき問題の緊急性
  - ③ 他の進行中のプロジェクト又は潜在的なプロジェクトとの関係
  - ④ 解決すべき問題の複雑性及び広がり、並びに解決策を開発し得る可能性
  - ⑤ 利害関係者が提案に対応することが可能か(個々の提案への対応と作業計画全体への対応の双方)
  - ⑥ 作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプログラムに進む可能 性のある進行中のリサーチ・プロジェクトにおける全体的なバランス
  - ⑦ IASB メンバーにとって十分な時間が確保できるか、及び、スタッフのリソースが十分に確保できるか

#### (IASB の作業計画に関する質問)

- 5. 本協議文書では、IASBの作業計画について、次の点について見解が求められている。
  - (1) プロジェクトのバランス: IFRS 財団のリソースを本資料第4項(1) に記載した5つ のカテゴリーに割り当てる際、IASB はどのような要素を考慮すべきか。
  - (2) リサーチ・プロジェクトについて、次の点について、どう考えるか。
    - ① リサーチ・プログラムに新たなプロジェクトを加えるべきか。加えるとすれば、 どのプロジェクトか、その理由は何か。また、追加するプロジェクトを進める ために、現在進行中のどのプロジェクトについて優先順位を引き下げるべきか。
    - ② リサーチ・プログラムから、外貨換算及び高インフレのプロジェクトを削除すべきか。 賛成又は反対の理由は何か。
    - ③他にリサーチ・プログラムから削除すべきプロジェクトはないか。
  - (3) リサーチ・プログラムの各プロジェクトについて、相対的な重要度(高・中・低) 及び緊急度(高・中・低)について、どのように考えるか。なお、特にランクを 高又は低とした項目について、どのような理由によるものか。
  - (4) 主要なプロジェクトに関する IASB の現在の作業計画について、コメントがあるか。
  - (5) IASB と IFRS 解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、適切な方法

で十分な導入支援の取組みを行っているか。

- (6) IASB の作業計画は、全体として、適切なペースで基準の変更がされ、原則主義の 基準設定に適切な程度で詳細な基準の開発につながっているか。それは、どのよ うな理由によるものか。
- (7) IASB の作業計画について、他に何かコメントはあるか。

## III.アジェンダ協議の頻度

6. IASBは、主要プロジェクトを進める場合、リサーチから基準設定プロジェクトまで完了させるためには、通常、3年超の期間を要する。このため、本協議文書では、関係者の一部から3年ごとではアジェンダ協議のサイクルとして短すぎ、5年ないし7年サイクルにすべきという見解も聞かれていることが示されたうえで、アジェンダ協議の頻度を5年ごとにすることが提案されており、賛否とその理由が求められている。

以上